

第十五章 経済協力及び技術協力

第十五・一条 定義

この章の規定の適用上、「作業計画」とは、経済協力及び技術協力に関する活動の表であつて、締約国が第十五・五条（作業計画）の規定に従つて相互に決定するものをいう。

第十五・二条 目的

1 締約国は、締約国間における実施中の経済協力及び技術協力に関する施策の重要性を再確認し、並びに締約国が相互に利益及び関心を有する分野において締約国の既存の経済上の連携を補完することに合意する。

2 締約国は、経済協力及び技術協力に関する施策についての優先順位を決定し、並びに可能な場合には実施中の努力及び資源の利用（特に、ASEANの構成国とその自由貿易パートナーとの間の自由貿易協定に基づくもの）の重複を最小にするよう努める。

3 締約国は、RCEPの文脈における経済協力及び技術協力が締約国間における開発の格差を縮小し、並びにこの協定の実施及び利用から得られる相互の利益を最大にすることを目的とすることに合意する。経

済協力及び技術協力は、各締約国における開発の水準及び国内の能力の差異を考慮するものとする。

4 締約国は、経済協力及び技術協力を奨励し、及び円滑にするための規定であつてこの協定の様々な章に定めるものを認識する。

第十五・三条 適用範囲

1 この章の規定に基づく経済協力及び技術協力は、貿易又は投資に係し、かつ、作業計画に定める経済協力及び技術協力に関する活動を通じて、この協定の包摂的、効果的及び効率的な実施及び利用を支援するものとする。

2 締約国は、次の事項に焦点を合わせた経済協力及び技術協力に関する活動（能力開発及び技術援助を含む。）を検討し、及び実施する。

- (a) 物品の貿易
- (b) サービスの貿易
- (c) 投資
- (d) 知的財産

(e) 電子商取引

(f) 競争

(g) 中小企業

(h) 締約国間で合意する他の事項

第十五・四条 資源

1 この章の規定に基づく経済協力及び技術協力のための資源については、第十五・二条（目的）に定める目的を考慮して、自発的に、かつ、関係する締約国間で合意する方法によって提供する。

2 締約国は、相互の利益に基づき、作業計画の実施を支援するため、互恵的な協力及び連携を発展させることに関心を有する次のものとの協力並びにこれらからの貢献について検討することができる。

(a) 非締約国

(b) 小地域的、地域的又は国際的な機関又は団体

第十五・五条 作業計画

1 締約国は、第十五・二条（目的）4の規定に従い、この協定の経済協力及び技術協力に関する規定並び

に第十八章（制度に関する規定）の規定に基づいて設置される委員会が特定するニーズを考慮して作業計画を作成する。

2 締約国は、この協定の効果的な実施及び利用を奨励するため、作業計画において次の活動を優先させる。

- (a) 開発途上締約国及び後発開発途上締約国への能力開発及び技術援助を提供する活動
- (b) 公衆の啓発を促進する活動
- (c) ビジネスに関する情報へのアクセスを促進する活動
- (d) 締約国間で合意する他の活動

3 締約国は、必要な場合には、及び合意に基づき、作業計画を修正することができる。

第十五・六条 ASEANの構成国である後発開発途上締約国

締約国は、ASEANの構成国である後発開発途上締約国が直面する特定の制約を考慮する。支援に貢献する一又は二以上の締約国と支援を求める一又は二以上の締約国との間で合意される適当な能力開発及び技術援助については、当該支援を求める締約国がこの協定に基づく自国の義務を履行し、及びこの協定による

利益を利用することに資するよう提供する。

第十五・七条 紛争解決の不適用

この協定の紛争解決の制度は、この章の規定の下で生ずる問題については、適用しない。